

令和3年8月

会津信用金庫

自然災害時返済支援付住宅ローンの取扱開始について

自然災害によって住宅建物が損害を受け、その程度が全壊、大規模半壊、または半壊となった場合に、借入金の返済の一部免除（払い戻し）を行う、「自然災害時返済支援付住宅ローン」の取り扱いを下記の通り開始致します。

なお、本商品は2020年4月1日に公表した福島県8信金の「SDGs共同宣言」を踏まえ販売を開始するものであります。

当金庫では、今後とも地域の課題解決に積極的に取り組み、地域社会・地域経済の発展に貢献するとともに、持続可能な社会の実現に向け取り組んで参ります。

記

1. 取扱開始日

令和3年9月1日（水）

2. 自然災害時返済支援付住宅ローンについて

項目	内容
商品名	自然災害時返済支援付住宅ローン
対象となる損害	火災・風災・ひょう災、雪災、落雷等による自然災害 （対象となる損害に地震・噴火・津波を含めることも可能） ※自治体より発行される罹災証明書が出る場合に限りです。
免除期間	全壊：24ヶ月、大規模半壊：12ヶ月、半壊：6ヶ月 ※一部損壊は対象外となります。
融資利率	対象プランの住宅ローン金利に加え 自然災害（地震・噴火・津波を含む）+0.24% 自然災害（地震・噴火・津波を除く）+0.04%
対象となる条件	①住宅建物の建築年月日が昭和57年1月1日以降であること。 ②住宅ローンの資金使途に、建物購入もしくは建築資金、または建物購入もしくは建築に係わる諸費用が含まれること。

※詳しくは最寄りの窓口までお問い合わせください。

以上